



気付きニュース

社会保険労務士法人 アイプラス
代表社員・社会保険労務士 今井 洋一

〒153-0043 東京都目黒区東山1-16-15 イーストヒル3F
Tel:(03)3791-1181
ご相談は cs@sr-iplus.co.jp



労働トラブルの中でも雇用直後や退職に関する内容が比較的多く見受けられます。認識の相違は生まれることは仕方ありませんが、どちらの言い分が正しいのか？が分からないことがトラブルを大きくしてしまいます。必ず雇用する際には労働条件通知書を、有期雇用契約の更新の都度、通知書を書面で交付するようにしておきましょう。

topic

進んだテレワーク。労働時間の計算に関するトラブルを防ぐには？

今回のコロナ問題でテレワークが急速に進みました。感染症予防の観点だけでなく、働き方を柔軟にするために、テレワークを続ける企業が少なくありません。そんな中、リモートワーク特有の問題点が浮上してきています。今号では労働時間に関する注意点をまとめてみました。

テレワークの課題 仕事と仕事以外の時間の切り離しが難しい・長時間労働になりやすい・労働時間の管理が難しい

●従業員にテレワークを行ってもらう場合にも、雇用主は適切に労働時間管理を行わなければなりません。

時間管理の注意点

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 中抜け時間 | <ul style="list-style-type: none"> → 従業員が業務から離れる場合は、その開始時間と終了時間を報告させましょう。賃金の計算に影響するので「休憩」時間なのか、時間単位の「有給休暇」として扱うのか区分しましょう。 → 始業直後・終業直前に中抜けがある場合は、始業終業の時刻を変更も検討しましょう。 |
| 2 移動時間中のテレワーク | <ul style="list-style-type: none"> → 雇用主の指揮・命令下で、通勤時間や出張旅行中の移動時間中に、情報通信を用いて業務を行う場合は労働時間として扱う。(指揮命令下にあるか否かがポイントです。) |
| 3 勤務時間の一部でテレワークを行う際の移動の時間 | <ul style="list-style-type: none"> → 雇用主の指揮・命令下で情報通信機器を用いて業務行う場合には、労働時間として扱う。 → テレワーク中の従業員に対して具体的な業務のために、雇用主が出社を求めた場合には労働時間として扱う。(営業先から本社に帰社するときと同じ考え方です。) |

従業員の長時間労働を防ぐための対応

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 メール送付の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> → 時間外、休日または深夜の業務のためのメール送信を行わない事を命ずる。上司であれば夜中に部下に向けてチャットツールでメッセージを送るのは控えましょう。 |
| 2 システムへのアクセス制限 | <ul style="list-style-type: none"> → 時間外、休日または深夜に社内システムへのアクセスができないように設定する。もしくは、アクセスログを取得し、定期的に時間外アクセス者に注意をしましょう。 |
| 3 時間外、休日または深夜労働の原則禁止 | <ul style="list-style-type: none"> → 就業規則にて、時間外、休日または深夜労働を原則禁止する規定を設ける。服務規程や労働時間の規程にて、許可申請の手続き等を明記しましょう。 |
| 4 長時間労働を行う従業員への注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> → テレワークにより長時間労働が生じるおそれのある従業員や、実際に時間外、または深夜労働を行った従業員に対して、注意喚起を行う。 |

雇用主は従業員の健康を守るための安全配慮義務を負っています。過重労働対策やメンタルヘルス対策を含む、従業員の健康確保に取り組みましょう。また、自宅などの作業環境整備についても、従業員にアドバイスなどを行うことが望ましいとされています。今後も新しい働き方として取り入れられるテレワーク、最適な環境で作業できるよう、雇用主・従業員共に心がけましょう。

【出所】厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>



在宅勤務の場合、スマホなどモバイル端末にコミュニケーションツールを入れているケースも、しばしばみられます。オフィスで勤務しているときよりも、時間外にはメールを出さないなど、オンとオフの切り分けの意識を強く持ちましょう。また、自宅にいると宅配の受け取りや、子供の相手をする時間もあります。軽微な小休止を、一切認めない場合は、サテライトオフィスを用意するなど別の選択肢を検討しましょう。

こんなときどうする！？ ～テレワーク・みなし労働時間制とは？～

Q 会社のテレワークに伴い、「みなし労働時間制」を導入するという通達がありました。みなし労働時間制とは何ですか？残業代や休日手当が出なくなるという事はあるのでしょうか？

A 実労働時間の把握が難しい業務に適用される「労働時間制度」のことです。

- ご質問にあるテレワークによる「みなし労働時間制」とは「事業場外みなし労働時間制」のことです。労働時間の算定は、タイムカードなどで始業・就業時刻を確認して、労働時間を適正に把握することが原則ですが、会社の外で働く場合で実労働時間の把握が難しい場合に、特例が設けられています。自宅でテレワークを行う場合でも要件を満たした場合には、この制度を利用できます。
- 事業場外みなし労働時間制で、「労働したものとみなされる時間」が法定労働時間を超える場合、法定労働時間を超えた時間に対しては、時間外労働の割増賃金の支払いが必要です。
- また、労働者が深夜午後10時から午前5時に労働した場合や、就業規則などにおいて定められている1週1回または4週4回以上の休日に労働した場合にも、深夜・休日労働の割増賃金の支払いが必要となります。
- 事業主は、労働者が業務に従事した時間を記録した日報などにより、労働時間の適切な把握に努め、必要に応じて所定労働時間や業務内容などについて改善を行うことが望ましいとされています。



「事業場外みなし労働時間制」は、携帯もポケベルもない時代に「どこで何をしているのか分からない」ケースを想定した制度です。近年では、携帯などによって外出していても連絡がとれます。そのため、「みなし労働時間」が認められなかった裁判例があるなど、みなし労働時間制度は認められにくい傾向にあります。

cooking

MONTHLY RECOMMENDATION

ウチナンチュが贈る

ちょっとおきなわ料理



ゴーヤーのアレンジメニュー♪

ゴーヤーの黒糖佃煮

色々な食べ方で味わい尽くしましょう！

レシピ監修：玉城久美子
(沖縄ライフスタイルアドバイザー)

【材料(作りやすい分量)】

ゴーヤー…1本(250g程度)、ローストくるみ…20g、
生姜…1片、黒糖…15g、酢…大さじ1、しょうゆ…大さじ2、
水…大さじ2、はちみつ…小さじ2

- ・ゴーヤー: 5mm幅にカットする
砂糖小さじ1+塩小さじ1/3(ともに分量外)を揉みこみ、
10分置いた後に30秒ほど茹でてザルに上げる
- ・生姜: 2~3mm幅の細切りにする
- ・くるみ: 指で軽く砕く

【作り方】

- ① 鍋に黒糖、酢、しょうゆ、水を加え火にかける。
- ② 黒糖が溶けたら、ゴーヤー、生姜、くるみを加える。
- ③ 沸騰したら弱めの中火にし、汁気がなくなるまで煮る。
※ カラカラにはしない
- ④ はちみつを加えて全体を混ぜ、照りが出たら完成。

砂糖と塩で揉んだ後にサッと茹でることで、マイルドで程よい苦みになります。

book

MONTHLY RECOMMENDATION

おすすめ書籍のご紹介



夏休みにおすすめ

「ロビンソン・クルーソー」

ダニエル・デフォー(著)

今回は「夏休みにおすすめ」と題し、夏に読みたい本をご紹介します。子供の頃に誰もが一度は読んだ事のある「ロビンソン・クルーソー」。大人になって再び読んで見たところ、「こんなに面白かったかな?」と思わせる内容で、元祖アウトドア本と言っても過言ではない! キャンパーにもオススメの本です。海に出たロビンソンの船が難破し、一人絶海の孤島に取り残され、28年間過ごしたのち、帰国するまでの物語。無人島にはもちろん住む家もなく、生活に必要な水や食料・生活用品もありません。難破した船から使えそうな物を集め、孤島に自生している木々や植物などで工夫して、家や道具を自ら創作していきます。ついには家畜の繁殖や、畑作り、陶器を焼くことまでも成功し、安定した自給自足生活をおくれるようになります。ハラハラドキドキのシーンもあり、大人でも十分に楽しめること間違いなしです! 今年の夏は外出を控えて自宅で過ごす、という方にもオススメのこの書。本の中のアウトドアなサバイバル生活、ぜひ楽しんでみてはいかがでしょうか?



気付き日報

社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : cs@sr-iplus.co.jp

受付時間 9:30~18:00(土日祝日および弊社休日を除く)

<http://sr-iplus.co.jp/>

YouTube

YouTubeやっています
「youtube 社労士 アイプラス」
で検索ください

いかがでしょうか?引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。